平成２７年（フ）第１６８０号
札幌市豊平区平岸１条20丁目１番７号
債務者　高田　　悧
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村本　耕大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９１号
宮崎市中西町228番地３
債務者　鬼塚　雄次
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹村　圭介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７５号
宮崎県都城市祝吉１丁目23番地９
債務者　平後　榮八
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田建太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月27日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第１５６６号
名古屋市中川区前田西町２丁目1003番地
ニューコーポ伏屋101号
債務者　櫻井　弘光
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８９６号
京都市上京区下長者町通六軒町西入利生町294番地185、前住所京都市右京区花園猪ノ毛町８番地１　花園団地23棟501号
債務者　花田　洋一
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　和大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１５８５号
札幌市手稲区星置南２丁目28番地１　Ｋハイム星置Ａ－106号
債務者　後藤　圭市
1　決定年月日時　平成27年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長崎　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４３号
長崎県佐世保市鹿町町長串1407番地１
債務者　吉浦　　惠
1　決定年月日時　平成27年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　信弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第７９号
岐阜県海津市南濃町田鶴398番地12、住民票上の住所愛知県稲沢市奥田町八反田3843番地32
債務者　西邑　　豊
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　慎哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１４１１号
福岡県北九州市門司区大字今津124番地、従前の住所大分県豊後高田市見目2972番地１
債務者　小野教太郎
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１号
新潟県佐渡市達者432番地１
破産者　尖閣湾観光株式会社
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２７年（フ）第１０３号
松江市浜乃木２丁目４番８号
破産者　有限会社ブックマート
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１０号
島根県出雲市大津町435番地６
破産者　高橋　　守
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７９号
沖縄県那覇市字国場948番地10（１階）
破産者　有限会社ライフライン
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第９０号
群馬県高崎市乗附町1797番地21
破産者　有限会社成和建工
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第３号
千葉県いすみ市岬町和泉417番地
破産者　渡辺　豊明
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第１号
愛媛県松山市三町３丁目12番13号
破産者　株式会社ＤＩＯジャパン
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０１号
千葉県松戸市松戸1780番地の15　ウィスタリアコーポ402号
破産者　岳野　昭英
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２２１号
横浜市瀬谷区瀬谷４丁目12番地15
破産者　有限会社ユーゼン
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６４号
愛知県北名古屋市中之郷神明６番地
破産者　有限会社食玉食品
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部